

普天間飛行場返還問題

◆SACO合意から28年…

進めぬ普天間飛行場返還問題とこれまでの経緯

平成8年	12月	「SACO最終報告」で「今後5年乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」と合意
平成18年	5月	在日米軍再編協議最終報告（日米ロードマップ）において、普天間飛行場代替施設の建設は2014年までの完成を目標とすることを合意
平成23年	6月	「2+2」において、日米ロードマップで合意された、普天間飛行場移設・移転の2014年の目標を見直し、出来る限り早く完了することを確認
平成24年	10月	MV-22オスプレイの配備が開始（2013年9月配備完了）
平成25年	4月	日米両政府による統合計画において、普天間飛行場の「2022年度またはその後」の返還時期を公表
平成26年	2月	沖縄県知事、宜野湾市長連名で、普天間飛行場の5年以内の運用停止、早期返還などを政府に要請
	2月	第1回普天間飛行場負担軽減推進会議が開催
	3月	第1回普天間飛行場負担軽減推進会議作業部会が開催
	8月	普天間飛行場所属のKC-130空中給油機全15機の岩国飛行場への移駐完了
平成29年	7月	普天間飛行場東側の土地（約4ha）の返還
令和2年	12月	普天間飛行場の一部土地（佐真下：約990㎡）の返還
令和5年	12月	普天間飛行場代替施設建設における名護市辺野古沖での地盤改良工事を巡り、政府が沖縄県に代わって工事を承認する代執行を行う
令和6年	1月	名護市辺野古沖において、政府は代執行に伴う大浦湾側での工事に着手

◆普天間飛行場に関する日米合意とその実態

平成8（1996）年3月◆航空機騒音規制措置に関する日米合意

普天間飛行場における航空機騒音規制措置（抜粋）

- 3.a 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるように設定する。
- 3.g 22:00～06:00の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限努力を払う。

平成19（2007）年8月

- ◆ 場周経路の再検討及び更なる安全対策についての検討に関する報告書の合意
- ◆ 普天間飛行場の危険性の除去に向けた取り組みを発表



普天間飛行場に係る場周経路の再検討



普天間飛行場に係る離発着経路

平成27（2015）年9月◆日米地位協定の環境補足協定の締結

日米両政府は、日米地位協定の発効後初めてとなる環境補足協定に合意し署名しました。これにより、これまで規定のなかった環境事故発生時の日本側の調査と、返還の約7ヶ月前から現地調査を行うことが可能となりました。また、嘉手納以南の返還における立入りについては、日米間で別途合意すれば7ヶ月より前に立入りが可能となりました。

しかしながら、立入り調査については米軍の裁量に委ねられているところもあり、懸念が残る部分もあることから、本市としましては、適切な運用がなされていくよう求めています。

<環境補足協定に基づく立入り事例>

令和2（2020）年4月に発生した普天間飛行場からのPFOSを含む泡消火剤漏出事故を受け、国、県と共に水質調査等に係る立入りを実施した。

◆有機フッ素化合物について

沖縄県が令和5（2023）年に実施した有機フッ素化合物環境中残留実態調査の結果、普天間飛行場周辺の湧水や地下水等の21地点の内、12地点において、環境省が定めたPFOS及びPFOAの暫定指針値（50ng/L）を超過した値が検出されました。

市としては、令和元（2019）年より市内の湧水に看板を設置し、飲用しないよう注意喚起を行っております。

普天間飛行場周辺 令和5年度有機フッ素化合物調査結果（一部抜粋）（単位:ng/L）

場所：メンダカリヒーガー

市内検出地点	PFOS	PFOA	PFOS/PFOA 合計値	PFH ₂ S	6:2FTS
チュンナーガー	2,000	270	2,200	800	63
メンダカリヒーガー	390	26	420	59	13
伊佐ウフガー	170	29	200	64	6.8
シチャヌカー	360	94	460	80	73
アラナキガー	890	210	1,100	240	150



普天間飛行場では、米国防総省の方針が平成28（2016）年に実施されて以降、訓練目的でPFOSが含まれた泡消火剤は使用しておらず、普天間飛行場内に設置されているPFOS等含む泡消火剤については、令和3（2021）年9月に交換が終了したとの報告を受けています。